

平成30年7月17日

第37回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 3 7 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 3 0 年 7 月 1 7 日 (火) 午後 3 時 3 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 5 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申し出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

1 番	諏訪園 一 行	2 番	今 村 秀 一	3 番	岡 元 和 人
4 番	高 田 チヨ子	5 番	野 元 辰 雄	6 番	南 耕太郎
7 番	上 野 虎 徳	8 番	上西園 隆	9 番	前 川 祐 子
10 番	吉 村 重 則	11 番	石 神 一 男	12 番	松 下 芳 子
13 番	西 村 圭 史	14 番	中 川 久 雄	15 番	下 吉 一 郎
16 番	蓑 田 六 雄	17 番	井 元 伸 明	18 番	欠 員
19 番	山 中 賢 治	20 番	田 中 健 一	21 番	西 森 清 次
22 番	吉 永 鶴 男	23 番	菱 田 康 彦	24 番	下 拂 章 二
25 番	松 木 茂 久	26 番	井 元 清八郎	27 番	徳 留 清 幸
28 番	井 手 三 徳	29 番	濱 田 隆 志	30 番	坂 元 一 彦
31 番	西 山 昭 二	32 番	前 原 干 城		

1 小委員長

2 番 今 村 秀 一

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

福 岡 美恵子

前 田 昭 市

小 吉 建 治

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後 3 時 3 0 分

事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第３７回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「１６番委員」と「２３番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第１号 農地法第１８条第５項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第１号 農地法第１８条第５項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の１ページをお開きください。 (番号１を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第２号 農用地あっせん申し出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第２号 農用地あっせん申し出の取下げについての説明をいたします。 議案書の４ページをお開きください。 (番号１を議案書どおり読み上げ説明) 番号１の取下げ理由につきましては、売渡し希望の農地でしたが、買受希望者が基盤強化法所有権移転の適用を受けられないため、関連議案第２号５番でお示しの通り、農地法３条の規定による許可申請をすることとなったためです。 番号２の取下げ理由につきましては、同じく売渡し希望の農地でしたが、買受希望者が農地売買等事業により農地取得したいという意向であったことから今回取下げるものです。 なお、農地売買等事業に係る手続きは近いうちに行われる予定です。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第１号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る

事務局

意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の5ページをご覧ください。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、第1号議案5件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号4につきましては、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分の1番から4番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の5番につきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定所有権移転分について、7月6日の転用調査時に、私と、6番、27番委員と、事務局2名の計5名で、現地確認調査を行いましたのでご報告いたします。

番号5番ですが、譲受人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、牛舎です。

資料の1ページをお開きください。

対象地は、XXXXXXXXXXから北東へ610m行った農地で、東は市道及び里道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

譲受人は、市内の畜産農家で、経営の規模拡大を図るため、今回基盤強化法で取得する農地に、新たに牛舎を建築する計画であります。

	土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。 なお、対象農地は、既存施設に近接し、周囲の畑も耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、今回の所有権移転に伴う転用につきまして、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分の5番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書の7ページから15ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案29件です。 内訳は、新規の利用権設定が26件、再設定が3件、合計面積は63筆87、107.64㎡となっています。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から5番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第25条の規定により、

委員 議長	6 番委員の退席を求めます。 （6 番委員の退席確認） ご質疑，ご意見等はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち，利用権設定分の 1 番から 5 番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 1 番から 5 番については，原案のとおり承認することに決定いたします。 （6 番委員の復席確認）
1 6 番委員	次に，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番についてご審議願います。これにつきましては，会議規則第 2 5 条の規定により，1 2 番委員の退席を求めます。 （1 2 番委員の退席確認） ご質疑，ご意見等はございませんか。
事務局	賃借権のところで，今まで無かった 2 年 9 ヶ月という月数まで入れてありますが，これは何か理由がありますか。 6 番の農地につきましては，今回の借人 [REDACTED] が農地売買等事業を活用したいということで，以前，鹿児島県地域振興公社が所有者から一時保有をしている農地であります。資金の融資を受けるために，しばらく時間がかかるので，買入までの残存期間を貸借期間として設定するものです。
1 6 番委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番については，原案のとおり承認することに決定いたします。 （1 2 番委員の復席確認） 次に，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 7 番と 8 番については，新規就農者ということで，担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので担当委員の報告を求めます。

4 番委員	番号7 番から8 番につきまして、7 月7 日に、私と会長とで調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、30 a を超えることから新規就農者となりました。 オクラ14 a，スナップ20 a を栽培し、目標年間販売高は約300 万円を目指しております。 申請人は、以前より農作業に従事しておりましたので、栽培技術、農機具等の操作の問題ありません。また、経営状態は安定しているとのことでした。 なお、営農計画書を資料の2 ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま、担当委員の、報告のとおりでございます。 それでは、議案第1 号のうち利用権設定分の7 番と8 番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
委員	議案第1 号のうち、利用権設定分の7 番と8 番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
議長	「異議なし」の声あり。
委員	ご異議なしと認めます。
議長	よって、議案第1 号のうち、利用権設定分の7 番と8 番については原案のとおり承認することに決定いたします。
2 6 番委員	次に、議案第1 号のうち、利用権設定分の9 番から29 番について、ご審議願います。
事務局	ご質疑、ご意見等はございませんか。
事務局	14 番ですが、91 歳で20 年間の賃借権の設定になっていますが、高齢なので気になります。
事務局	今回、利用権設定の申請書の提出がなされて、貸人の年齢は事務局としても少し気になったのですが、経営基盤強化促進法の賃借権については、貸人が死亡した時には、権利自体がそのまま相続人へ継承されますので高齢ではありますが受け付けました。
議長	ほかにございませんか。
1 1 番委員	9 番の借人は[] だと思います。規模拡大となっていますが、どのような作物を作っていますか。
事務局	利用権設定の申請書にも[] の役員である旨の記載があります。

1 1 番委員	建設会社なので、後々資材置場にならないように、どのような作物を作り、どのような営農計画がなされているかを確認したいところです。
3 2 番委員	■さんはカボチャを作っています。
会長	暫時休憩とします。 (休憩) 休憩前に引続き審議を再開いたします。 ご質疑ご意見等ございませんか。
2 6 番委員	2 6 番ですが、3 0 年間使用賃借権ということですが、3 0 年間という と民法上は時効取得になる年数ですが、親子関係ですか。
事務局	親子になります。
2 6 番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
5 番委員	2 1 番ですが、一反七畝で■ですが、ここにはハウスが建 っているのですか。ハウス等建っている場合、議案書に記載していただき たい。
事務局	ハウスが建っています。次回からは、農業用施設有りとか、備考のとこ ろに記載するようにします。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、利用権設定分の 9 番から 2 9 番については、原案の とおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 9 番から 2 9 番については 原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定 についてを、議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調 査の報告を求めます。
小委員長	議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定につい て、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報 告いたします。 申請に基づき、1 番から 7 番について、現地確認と聞き取り調査を行っ た結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1 番から 5 番は売買、6 番と 7 番は贈与による申請でございます。6 番 は親族への贈与、7 番は子への贈与です。

	また、2番の譲受人については、高齢であります。現在は息子の妻が手伝っており、やがては息子夫婦が後継者となる予定とのこと。 なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから23ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号のうち1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、20番委員の退席を求めます。
	(20番委員の退席確認) ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(20番委員の復席確認) 次に、議案第2号のうち、2番から7番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
26番委員	7番ですが、5,409㎡ということで、これは贈与税の対象になるのではないかと考えられますが、ご本人には伝えてありますか。
事務局	行政書士を通じて申請されていますので、その辺も話はしてあります。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち、2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第2号のうち2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農家住宅です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ375m行った農地で、東は畑、西と北は宅地、南は畑及び公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、市内の農家で、現在借家住まいであることから、今回自己所有の申請地に、新たに農家住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請者、土地の所在地、地目面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、店舗兼住宅及び駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ170m行った農地で、東と西は宅地、南は里道、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、市内で英会話教室を営んでいることと、借家住まいであることから、今回申請地を取得し、店舗兼住宅の建築と駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にフェンスを設置する予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ210m行った農地で、東は市道、西は里道、南は市道及び畑、北は農道に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、市内で鉄工所を営む法人で、会社敷地内が手狭になったことから、今回事業所に隣接する申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、倉庫です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ310m行った農地で、東は雑種地、西と北は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

ます。

申請人は、市内の農家で、今回購入する中古住宅の敷地内に倉庫がないことから、隣接する申請地も取得し、自家用の倉庫を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ220m行った農地で、東は畑、西と北は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、市内の建設会社に勤めており、今回自宅に隣接する申請地を取得し、自己が勤務する建設会社の貸資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の29ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ50m行った農地で、東は宅地及び畑、西は水路、南は公衆用道路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、主に建築業を行う法人で、事業の規模拡大を図るため、今回役員が所有する申請地を使用貸借し、新規事業として太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定です。設置するパネルの高さも、最高で約1.4mであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、運動場です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ210m行った農地で、東は畑、西と南

は里道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、市内で病院等を経営する医療法人で、今回既存施設に隣接する申請地を取得し、入院患者のレクリエーションや施設の行事を行うための運動場を拡張する計画であります。

なお、申請地は、長い間相続未登記地でありましたが、このたび遺産分割協議が行われ、相続人の申出により、裁判所から相続財産管理人を立てて、売却を命じる旨の判決がなされた農地であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺の農地は、耕作されていないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ150m行った農地で、東は宅地及び雑種地、西と北は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、自宅近くに所有している倉庫を使う際に、普段から車の駐車に苦慮していたことから、今回倉庫に隣接する申請地を取得し、自家用の駐車場として利用する計画であります。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲には農地もなく、構造物の建設もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま31ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ5m行った農地で、東は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

	土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第5号 農用地あっせん申し出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 それでは、議案書の21ページをご覧ください。 議案第5号 農用地あっせん申し出の売渡貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出7件、貸付申出1件、合計8件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 見取り図・地籍図につきましては、審議資料の32ページと33ページとなります。 番号2から番号8につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の34ページから47ページとなりますので、ご参照ください。 それでは、議案書の24ページをお開きください。 続きまして、議案第5号 農用地あっせん申し出の買受希望をご説明いたします。 今月は、買受申出3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2と番号3につきましては、お目通しください。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいまの事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	

委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、記載方をよろしくをお願いいたします。 ご勇退される委員の方は任期が7月19日までですが、本日は現農業委員体制で割当てをいたしました。後ほど2年前からのあっせん活動報告と一括して説明させていただきますのでご理解ください。 21ページ（売渡、貸付） 番号1は 1番委員と 4番委員。 番号2は21番委員と11番委員。 番号3は21番委員と11番委員。 番号4は 5番委員と17番委員。 番号5は13番委員と23番委員。 22ページから23ページ 番号6は23番委員と29番委員。 番号7は30番委員と24番委員。 番号8は14番委員と11番委員。 24ページ（買受、借受） 番号1は 1番委員と19番委員。 番号2は 2番委員と22番委員。 番号3は24番委員と30番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ご意見等ございませんか。
6番委員	あっせん申し出の買受借受希望で1番の■■■■さんの条件と売渡申し出1番の■■■■さんの条件が丁度合うと思いますが、マッチングを図ったらと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	確かに条件は合いそうですが、実は買受借受希望1番の■■■■さんは、農地取得の交渉をどうしてもあっせん事業により農業委員にお願いしたいとの申し出でありました。
会長	認定農家の若い方が是非欲しいと言う方がいらっしゃいますので、事前に申し出のあったそちらの方が優先になるかと思います。
6番委員	分かりました
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員 議長	(各委員了解あり) それでは、議案第5号については、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
	次に、議案第6号 荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	それでは、25ページをお開きください。
	議案第6号 荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。
	(台帳番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	台帳番号2番から20番につきましては、お目通しください。
	今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によって、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現況確認の再調査を行いました。
	その結果、25ページと26ページに記載のとおり、20筆、12, 229㎡は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。
	よって、20筆、12, 229㎡につきましては、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。
	なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、農地台帳登載申請等により改めて農地台帳に登載することとなります。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第6号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり。
委員	ご異議なしと認めます。
議長	よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

	本日の議題は、これで全て終了いたしました。 ほかにごいませんか。
20番委員	■■■■の観光案内所を■■■■が指定管理を受けているとは聞いていますが、施設の裏側の畑にゴーカートのコースを作り、農地でない状況が見受けられます。以前から指導をお願いしていますが、そのままの状況です。 農業委員会に利用変更届等も提出されていないようですが、どうなっていますか。
事務局	以前から■■■■が市と受託契約しているところですが、1ヶ月程前から、20番委員と複数の方からも情報が寄せられています。市の担当課とも協議しているところです。農地法の観点から言いますと農業委員会が直接指導すべきだと思いますが、市の担当課がございますので、そちらの方から何とか指導をしていただけるように、話を進めている状況です。先週も話をしたところですが、今のところ、改善はなされていない状況です。今後改善がなされていくように進めていきたいと思います。
8番委員	休憩をお願いします。
議長	暫時休憩とします。 (休憩) 休憩前に引続き審議を再開いたします。 ご質疑ご意見等ごいませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになれば、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	その他（議案27ページを参照して説明） 1. 7月の行事報告 2. 8月の行事予定等 3. その他
議長	(1) 農業委員会各種内規等の改正について ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第37回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 (閉会 午後5時05分)

指宿市農業委員会会長 諏訪園 一行

議事録署名委員 1 6 番委員

議事録署名委員 2 3 番委員